

## 外洋特別規定「付則 B」 5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様 OSR 国内規定新設に関して

外洋特別規定 2018-2019、付則 B インショアレース用特別規定の 5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様に関して、2018年2月19日付けにて下記 OSR 国内規定を新設した。

### ■外洋特別規定 2018-2019 「付則 B」 5.01.1

#### World Sailing OSR

適用クラス規則または帆走指示書で指定されない限り、  
個人用浮揚用具は 150 ニュートンの浮力を有し  
人の顔を水面上約 45 度に上向きで保持できなければならない。

#### OSR 国内規定

個人用浮揚用具は国土交通省型式承認 TYPE A か同等品、または  
ISO12402-2(Level 275)、3(Level 150)、4(Level 100)、5(Level 50)  
いずれかの適合品でなければならない。(World Sailing OSR の浮力  
および形状の要求仕様を変更)

#### 【OSR 国内規定新設の理由】

World Sailing OSR 付則 B 5.01.1 は、インショアレースに限定された特別規定であるのに「最低限の要求仕様」としてはやや高い仕様の個人用浮揚用具を要求している。代わりに「帆走指示書」で変更できるともしている。付則 B 5.01.1 に限って「帆走指示書」で個人用浮揚用具の要求仕様の変更ができるとしているが（他の項目は「レース公示での変更」）、帆走指示書にて個人用浮揚用具の要求仕様が変更された場合、レース参加者が準備できない場合がある。

さらに、日本国内においては、個別のレースで個人用浮揚用具の仕様を変更した場合、法令の桜マークの着用義務適用除外の要件（国際 / 国内で統一された安全基準）を満たさず、桜マークを常時着用した状態でレースを行わなければならない可能性が高くなる。

OSR 国内規定は、「国内法に適合しない」「国内において、極めて入手・対応が困難」の 2 点を基準に項目設置を行っているが、今回は前記のような諸事情を考慮し、救助艇か避難場所があるインショアに限定されたレースであること前提としている付則 B であることから、日本国内においてレースの競技性と公平性を鑑み「日本における最低限の要求仕様」として OSR 国内規定を新設した。

### 【！注意！】

1.OSR 国内規定をレースに適用する / 適用しないは選択できる。(カテゴリー 3、4 も同様)

**OSR 国内規定を適用するには、レース公示に記載が必要！（カテゴリー 3、4 も同様）**

レース公示適用規則の項に、下記のような記載が必要。

例) 外洋特別規定 2018-2019 付則 B インショアレース用特別規定および OSR 国内規定

OSR 国内規定を適用せず、World Sailing 外洋特別規定の通りのレースも可。

レース公示適用規則の項に、「OSR 国内規定」を記載しなければ、OSR 国内規定は適用されない。

2. 外洋特別規定では、個人用浮揚用具（ライフジャケット）は「搭載要求」で「着用要求はない」。

3.OSR 国内規定で要求している仕様（浮力）は「最低限の基準」であることを忘れないこと。

外洋特別規定はそもそも「最低限の基準」（OSR 1.01.1）であり、OSR 国内規定も同様である。